

鹿児島県警察組織犯罪対策情報官等会議の実施要領の制定について（概要）

（平成26年4月11日 鹿組対第530号）

本通達は、暴力団による犯罪、薬物及び銃器に関する犯罪、来日外国人犯罪組織による犯罪など組織を背景とした犯罪の深刻化が指摘されている中、組織犯罪に関する情報の効果的な集約及び分析、部門間の緊密な情報交換並びに組織犯罪に対する戦略的な取組を図るための基本的事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 鹿児島県警察組織犯罪対策情報官の指定と任務
- 情報官等会議の構成、運営
- 情報官等会議と警察署の関係

等である。